

令和元年西東京市教育委員会第8回定例会会議録

- 1 日 時 令和元年8月20日(火)
開会 午後2時 閉会 午後2時51分
- 2 場 所 防災センター6階 講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 教 育 長 木 村 俊 二
教 育 長 職 務 代 理 者 米 森 修 一
委 員 高 橋 ますみ
委 員 後 藤 彰
委 員 山 田 章 雄
- 5 欠席委員 委 員 服 部 雅 子
- 6 出席職員 教 育 部 長 渡 部 昭 司
教 育 部 特 命 担 当 部 長 飯 島 伸 一
教 育 部 参 与 兼 教 育 企 画 課 長 森 谷 修
教 育 部 主 幹 (教 育 企 画 課) 和 田 克 弘
学 校 運 営 課 長 大 谷 健
教 育 部 主 幹 (学 校 運 営 課) 名 古 屋 勇
教 育 指 導 課 長 内 田 辰 彦
統 括 指 導 主 事 宮 本 尚 登
指 導 主 事 鈴 木 章 郎
指 導 主 事 長 峯 貴 弘
教 育 支 援 課 長 宮 崎 洋 子
社 会 教 育 課 長 掛 谷 崇
公 民 館 長 高 田 敦 子
図 書 館 長 中 川 恭 一
- 7 事務局 教育企画課長補佐兼企画調整係長 工 藤 興 治
- 8 傍聴人 0人

令和元年西東京市教育委員会第8回定例会議事日程

日 時 令和元年8月20日（火）午後2時から

場 所 防災センター6階 講座室2

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第38号 教育財産の取得について（申出）
- 第 3 議案第39号 西東京市奨学金基金条例を廃止する条例（申出）
- 第 4 議案第40号 西東京市奨学資金支給条例を廃止する条例（申出）
- 第 5 議案第41号 西東京市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則
- 第 6 議案第42号 西東京市入学資金融資あっせん条例を廃止する条例（申出）
- 第 7 議案第43号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則を廃止する規則
- 第 8 議案第44号 令和元年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）について
- 第 9 議案第45号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について
- 第10 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和元年第8回定例会
(8月20日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和元年西東京市教育委員会第8回定例会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。

○木村教育長 日程第2 議案第38号 教育財産の取得について(申出)、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学校運営課長 それでは、私からは、議案第38号 教育財産の取得について(申出)、について説明申し上げます。本議案は、西東京市教育委員会事務委任規則第2条第4号の規定に基づき、教育財産の取得について市長に申出を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案第38号を御覧ください。

1の件名につきましては、青嵐中学校テニスコート用地の取得(申出)でございます。

2の土地の表示でございます。所在は西東京市北町二丁目1288番1、地目は畑、地積は学校用地約1,360平方メートルでございます。

次に、提案理由でございます。西東京都市計画道路3・3・14号線新東京所沢線の整備に伴う青嵐中学校テニスコートの移転先としての土地取得のために、市長に申出を行うものでございます。

当該地は、令和元年5月22日に、土地所有者より生産緑地法第10条の規定に基づき、生産緑地の買取り申出があった土地でございます。本市といたしましては、これまで課題となっていた都市計画道路3・3・14号線整備後の青嵐中学校のテニスコート用地の確保につきまして、このたび教育環境の確保の観点から当該地を取得することについて庁内調整が整ったことから、市長に申出を行うものでございます。

恐れ入りますが1枚目をおめくりいただき、2枚目の青嵐中学校テニスコート移転イメージ図を御覧ください。

図の下側、破線部が都市計画道路3・3・14号線整備予定地でございます。その内側の売却地①、②、③が将来的に東京都に売却予定の部分でございます。現在のテニスコート部分は、左側の売却地①、残地①、②を合わせた範囲でございます。矢印の先が移転地として土地取得の申出を行う部分でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第38号 教育財産の取得について(申出)、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第3 議案第39号 西東京市奨学金基金条例を廃止する条例（申出）、日程第4 議案第40号 西東京市奨学資金支給条例を廃止する条例（申出）、日程第5 議案第41号 西東京市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則、日程第6 議案第42号 西東京市入学資金融資あっせん条例を廃止する条例（申出）、日程第7 議案第43号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則を廃止する規則は、関連する内容が含まれることから、西東京市教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づきまして、一括して審議したいと思います。提案理由の説明を求めます。

○森谷教育部参与兼教育企画課長 議案第39号 西東京市奨学金基金条例を廃止する条例（申出）、議案第40号 西東京市奨学資金支給条例を廃止する条例（申出）、議案第41号 西東京市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則、議案第42号 西東京市入学資金融資あっせん条例を廃止する条例（申出）、議案第43号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則を廃止する規則について、一括して説明申し上げます。

本議案は、西東京市奨学生選考委員会に対し西東京市奨学資金支給制度の見直しについて諮問し、教育長に答申が提出されたことから、答申に基づき申出等を行うものでございます。

答申の内容といたしましては、奨学資金支給制度については廃止とすることが望ましいと考える。また、奨学金基金は、奨学資金支給制度と一体として運用されてきたため、併せて廃止することが必要と考えるとのことから、奨学資金支給制度を廃止することに伴い、条例及び規則を廃止するものでございます。

さらに、答申における附帯意見として、同種の入学資金融資あっせん制度も併せて廃止することが望ましいと考えられるとのことから、入学資金融資あっせん制度を廃止することに伴い、条例及び規則を廃止するものでございます。

廃止の内容でございます。恐れ入りますが、お手元の議案第39号 西東京市奨学金基金条例を廃止する条例（申出）、を御覧ください。

附則でございます。施行日は、令和元年10月1日とするものでございます。同様に、議案第40号 西東京市奨学資金支給制度を廃止する条例（申出）及び議案第41号 西東京市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則の附則でございますが、施行日はいずれも令和元年10月1日とするものでございます。

次に、議案第42号 西東京市入学資金融資あっせん条例を廃止する条例（申出）、を御覧ください。附則でございます。施行日は、令和元年10月1日とするものでございます。

同様に、議案第43号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則を廃止する規則の附則でございます。施行日は、令和元年10月1日とするものでございます。

続きまして、廃止に至る経緯について説明申し上げます。

はじめに、奨学資金支給制度でございます。本市の奨学資金支給制度は、経済的理由により就学することが困難な高校生及び大学生の支援策として、旧田無市は昭和38年から、旧保谷市は昭和40年から開始し、合併後も継続してまいりました。平成16年12月、奨学資金支給制度の見直しについて奨学生選考委員会に諮問し、平成17年1月、高校生枠の充実と大学生

枠の廃止に関する答申が提出されたことを受け、制度の見直しを行ったところでございます。その後、平成22年度には、国が公立高校授業料の無償化及び私立高等学校等に係る就学支援金を開始し、本市の制度を補完していたことから制度運用を休止し現在に至っており、この間、国や東京都の動向を注視してまいりました。

次に、廃止の理由でございます。これまで制度運用を休止し、国や東京都の動向を注視してまいりましたが、国の公立高校授業料無償化に加え、平成29年度からは、東京都が都内私立高校平均授業料相当額までを国の支給額に上乘せして支給する授業料軽減助成金制度を開始したことで、さらなる支援の充実が図られたところでございます。

平成30年度においても国や東京都の支援制度が運用されていることから、平成30年8月22日、本制度の今後の取扱いについて奨学生選考委員会に諮問し、平成31年1月22日、国や東京都の制度が本市の制度目的を補完していることから、廃止することが望ましいと考えるとの答申が教育長に提出されたものでございます。

最後に、奨学金基金の取扱いについてでございます。奨学資金支給制度の原資の一部となる奨学金基金は、昭和40年に旧保谷市において旧中島飛行機遺族会の共栄会より1,000万円の寄附を受けて創設され、その後、一般財源から積み立てを行い、約1億円の基金残高となり、合併後も引き継ぎ現在に至っております。

本市の奨学資金支給制度は、基金の運用益の利息及び一般財源を原資として支給しており、旧保谷市から西東京市で休止となるまでの支給総額は1億8,000万円を超え、寄附額を大幅に上回る奨学資金の支給を行ってきたことから、寄附者の思いは十分に反映されたものと考えております。

なお、奨学金基金廃止後の取扱いについて市長部局と協議し、答申の附帯意見で示されました子どもに対する全般的な施策における活用も含めて検討してほしいとの意見を踏まえ、廃止後の残額は地域福祉基金に積み立て、活用を検討してまいります。

次に、西東京市入学資金融資あっせん条例の廃止に至る経緯でございます。本市の入学資金融資あっせん制度は、大学、高等学校等の入学に際し、経済的事由により入学することが困難なとき、入学時に要する資金について金融機関に融資をあっせんするとともに、利子補給をする制度として、旧田無市は昭和53年から、旧保谷市は平成9年から開始し、合併後も継続してまいりました。しかしながら、国やその他機関の支援制度が充実してきたことから、平成13年度に入学を許可された方を最後に新規申込みがなく、また、返済については平成19年度をもって全て完了している状況でございます。

次に、廃止の理由でございます。同種の支援制度であります奨学資金支給制度とともに国や東京都等の動向を注視してまいりましたが、他機関において本制度よりも有利な無利子の融資制度が複数あることや、国や東京都の支援制度が安定的に運用されていることなどから、利用希望者がいない状況が続いております。本制度は奨学資金支給制度と同様に、経済的理由により就学が困難な方への支援制度であり、これまでも奨学生選考委員会において意見交換を行ってまいりました。

平成31年1月22日付、奨学生選考委員会からの答申、奨学資金支給制度の見直しについてにおいて、奨学資金支給制度を廃止することが望ましいと結論づけた経緯などを踏まえ、同

種の入学資金融資あっせん制度もこれに併せて廃止することが望ましいと考えられるとの附帯意見があったことから廃止するものでございます。

最後に、金融機関との調整についてでございます。融資あっせん制度の特定金融機関として毎年契約を提携しております金融機関との調整の中では、本制度は利用されていないことから、西東京市において制度廃止と判断するのであれば異論はないとの回答をいただいております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第39号 西東京市奨学金基金条例を廃止する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第40号 西東京市奨学資金支給条例を廃止する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第41号 西東京市奨学資金支給条例施行規則を廃止する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第42号 西東京市入学資金融資あっせん条例を廃止する条例（申出）、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第43号 西東京市入学資金融資あっせん条例施行規則を廃止する規則、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第8 議案第44号 令和元年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○和田教育部主幹（教育企画課） 教育部主幹の和田と申します。所属は教育企画課でございます。

私からは、議案第44号 令和元年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）について、説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、西東京市教育委員

会の平成30年度における教育に関する事務の管理及び執行の状況等について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出し、市民に公表するため、御決定いただきますようお願いするものでございます。

報告書（案）を作成するに当たりましては、同法律第26条第2項の規定により、有識者の知見を活用するため、大学講師2名と今年度から新たに社会教育委員の長谷川和子委員から御意見をいただきました。7月5日及び7月25日と2回の会議を開催し、有識者から教育委員会所属の各課へのヒアリングなどを実施していただき、目標設定や評価の考え方、取組に対するコメントなど貴重な御意見を伺い、報告書（案）を作成してまいりました。本点検評価の点検年度は、平成26年度から平成30年度までを計画期間とする教育計画の最終年度の事業評価に当たるものとなっております。

それでは、報告書（案）の構成に沿い、あわせて概要についても説明させていただきます。恐れ入りますが、報告書の表紙をおめくりいただきまして、目次を御覧ください。

第1では、概要といたしまして、本報告書の構成等についてまとめております。

第2では、西東京市教育委員会の教育目標及び基本方針を掲載しております。

第3では、西東京市教育委員会の主な施策事業の点検及び評価といたしまして、平成30年度に行った主な施策事業29項目について掲載しております。

第4では、教育委員会の活動状況を記しております。

第5では、有識者からの意見を掲載しております。

また、本報告書（案）で対象となっていない施策の進捗状況につきましては、あわせて配付させていただいております参考資料「西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）に掲げる施策の進捗状況（案）（平成26年度～平成30年度）」において、46施策の5年間における施策の進捗状況を記しております。こちらの参考資料は、報告書（案）が単年度かつ事業評価であるのに対し、複数年かつ施策単位となっており、5箇年計画である教育計画の進捗状況を大きく捉えることができるようになっております。

続きまして、報告書の様式について説明申し上げます。

3ページをお開きください。シート形式で6項目から構成しております。項目1から3については対象事業の説明となっており、4、取組成果では、今回から新たに(1)事業決算額・実績値等の記載欄を設け、より取組成果が見えやすいように改善しております。5の自己評価では、4で示した成果に対して自己評価を行い、6、今後の課題・改善点では、自己評価を受けて記載を行っております。様式につきましては、シートにおいて内容のつながりを読み取ることができるような構成といたしました。さらに、各評価対象事業の内容を視覚的にも分かりやすくするため、参考資料として、写真、市及び教育委員会広報、周知用チラシ等の掲載を行っております。

それでは、2回の会議において審議の中心となった項目につきまして、有識者からのコメントと併せて説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。項目番号4、いじめ防止に関する総合対策事業では、いじめ問題対策委員会及びいじめ問題連絡協議会を設置し、全市立小・中学校の副校長を対象に、いじめ問題スペシャリスト養成研修を行いました。また、SOSの出し方に関する教育につ

いての教材を基に、相談体制の充実を図るための検討を行いました。有識者からは、西東京の約束やいじめ発生から2週間を経過する事案への指導及び助言など、教育委員会の取組に評価をいただくとともに、いじめの認知件数について全国との比較、分析をすることで、西東京市の実態のより正確な把握につながるのではないかと御助言をいただきました。

続きまして、29ページをお願いいたします。項目番号14、教員の働き方改革推進事業では、学校における働き方改革推進プランなどを作成し、教員の長時間労働をなくすため、スクール・サポート・スタッフ及び部活動指導員の配置を行いました。取組の成果として、教員の負担感軽減につながっているとの声が現場から上がっていることに評価をいただくとともに、有識者からは、スクール・サポート・スタッフなど、外部人材への研修などのフォローを続けてほしいとの御意見をいただきました。

31ページをお願いいたします。項目番号15、不登校への対応では、中1不登校未然防止委員会を設置し、さらに養護教諭を対象に不登校研修会を行いました。有識者からは、スキップ教室及びニコモルームにおける学習支援について、可能な限り多くの教科で支援ができるように引き続き取り組んでもらいたいとの御意見をいただきました。

39ページをお願いいたします。項目番号19、絵本と子育て事業（ブックスタート）の充実では、乳幼児の読書活動の支援のため、健康診査後に絵本の配付や読み聞かせを行いました。3から4か月児と3歳児では、健診後の疲労度などによって参加率に差が生じてしまうため、有識者からは、参加しやすい環境を整えるなど、対策の検討を求める御意見をいただきました。

41ページをお願いいたします。放課後子供教室事業では、子どもの体験、交流活動の推進や居場所づくりとして、遊び場開放や学習活動機会提供事業の取組を進めたものです。有識者からは、そうした取組が認知され出しているという評価をいただき、全校で実施できるように、今後もさらに推進するよう御助言をいただきました。

以上5項目は、審議において主に御助言及び御意見をいただいたものになります。また、そのほか報告書の内容について、目標と成果の対比の明確化、事業予算の内訳の記載及び数値目標の設定方法の検討を求める御意見をいただきました。

最後に、63ページから65ページにかけて、有識者からの御意見を掲載しております。各有識者からは、人権教育推進事業、小中一貫教育推進事業、（仮称）第10中学校整備事業及び中原小学校校舎等建替事業、障害者が参加できる事業の充実などについて評価をいただくとともに、専門的見地から貴重な御意見をいただいております。

また、先に説明申し上げましたが、別冊の参考資料「西東京市教育計画（平成26年度～平成30年度）に掲げる施策の進捗状況（案）（平成26年度～平成30年度）」におきまして、教育計画全体の進捗をあわせて御確認いただければと思います。

本報告書（案）につきましては以上でございます。

なお、本日、教育委員会で御決定賜りましたら、市議会への提出及び市民の皆様にはホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

- 米森教育長職務代理者 項目番号4、9ページのいじめのところですが、4、取組成果、(2)の三つ目に、「加害児童・生徒に対する関係機関との連携、加害と被害を往復している児童・生徒に」というくだりがございます。この辺の具体的な、どういったことをされたかというのを教えていただければと思います。
- 宮本統括指導主事 以前より、いじめの被害者に対してどのような取組を行うのかということを中心に進めていったところですが、いじめ問題対策委員会の委員の先生方からは、加害者へのアプローチの仕方だとか、その背景について理解することが必要だという御助言をいただきました。特に副校長対象のいじめ問題スペシャリスト養成研修では、そういった内容を取り上げたりしながら、いじている子どもへの接し方等についての研修を深めたり、生活指導主任会でそのことを話題にするなど、被害者の支援はもちろん、加害者へのアプローチの仕方という視点を新たに昨年度から多く取り入れてきたところがございます。
- 米森教育長職務代理者 確かに、加害者へのアプローチというのはすごく大事だと思いますので、続けていっていただきたいと思います。それと、加害と被害が往復している児童というのは、加害者にもなって被害者にもなっている児童という、その二つを持ち合わせているんですか。
- 宮本統括指導主事 いじめは、どの子どもでもいろいろな場面で起こりますので、時に被害者の子が加害者になったり、あるいは、加害者だった子が被害者になったりということは現実として起きております。
- 木村教育長 よろしいですか。
- 米森教育長職務代理者 はい。
- 木村教育長 ほかの委員の方。
- 山田委員 29ページの教員の働き方改革、5、自己評価の1で「スクール・サポート・スタッフを配置した4校については、勤務時間及び勤務の負担感がともに軽減された」という評価になっていますが、実際どの程度の勤務時間の負担が減少したかという数値は、提供していただくことは可能でしょうか。
- 内田教育指導課長 この数値につきましては、前年に全校でやっていないものですから、比較した数値にはならないということです。教員の意識として軽減されたとか、そういったものになっています。
- 山田委員 お願いなんですけれども、目標を設定したところに近づいたかどうかという評価をしなければいけないときに、それをきちっとしたやり方で評価しないと、その施策自体を評価しにくくなるんじゃないかと思います。是非その辺は客観的に評価ができるようなデータを積み上げていただければと思います。
- 内田教育指導課長 本年度は全校にスクール・サポート・スタッフを配置しております。平成30年度に教員の働き方改革に関する勤務時間等の調査も実施しておりますので、令和元年度以降については、山田委員がおっしゃった、できるだけ数値に基づいた評価をしていきたいと考えております。
- 木村教育長 山田委員、よろしいですか。
ほかにございますか。

○後藤委員 11ページの健康教育推進事業に関してですが、「健康」応援都市としての西東京市における取組の中で、がん教育の推進と体力向上の推進が取組内容として出ていますが、実績値等も、がん教育、オリンピック、ラグビーと。本来、健康教育であるべき健康の意義や健康の重要性、それから、健康教育に関して外部の専門家を講師で呼んだり、学内であれば養護教諭や給食関係の方々との連携の取組など、学校によって様々やっているかと思えます。そうした根本的な取組をもしやっているのであれば、きちんと何かしらの形で評価として載せたほうがいいでしょうし、やっていないのであれば、何かしらそういうところをきちんと押さえた形で学校にお願いしていくことも、特に新しい指導要領では「主体的・対話的で深い学び」と言われておりますので、是非健康教育の中でそうしたことを生かしてもらえればという意見でございます。

もう1点、39ページの絵本と子育て事業（ブックスタート）の充実ですが、5、自己評価の上から4行目の「一方、3歳児フォロー事業は」という文章からです。その文章の下から2行目、「そうした様子から、参加率は低いが、3から4か月児健康診査時に比べ、読み聞かせをゆっくり楽しんでいる親子が多く見受けられた」とあり、確かに、参加率は低かったかもしれませんが、今後何かしらの工夫等をして、親子がこういう形で触れ合いながら読み聞かせをやるのは、今後非常に重要かと思っております。ややもすると、自宅でDVDをつけて、ボタンを押して見ていなさいで終わってしまうところが多いようなことも聞いております。そこに触れ合いは存在しないと思っておりますので、是非そこを、地道な取組になるかもしれませんが、是非参加率を高めるような取組をしていただければありがたいと思っております。こちらでも意見です。

以上です。

○木村教育長 御意見ということで、よろしいですか。

ほかにございませんでしょうか。

○山田委員 先ほどの、がん教育の件ですが、子どもたちのがんがどういうものか、あるいは、自分たちががんにならないためにはどういう生活が必要かという教育をされているとは思いますが、一方で、親ががんになったときに、子どもたちがどう受けとめるかということが非常に重要だという新聞記事か何かを読んだ記憶があるんです。そういう点に関しても、力を入れて教育されているのでしょうか。

○内田教育指導課長 今、山田委員がおっしゃったような2点は、当然指導内容に入っていて、保護者の方というか、親に対しては、子ども自身もそうですけれども、がんにならないようにするために、健康診断の重要性をこのがん教育の中で位置付けております。それで、子どもたちに、自分の親に対しても定期健康診断を受けてもらいたいということ子どもを通して親に働きかけたりということはあるんですが、自分の親ががんになったときにどうするかというところまで個別に踏み込んだ内容については、まだ取り扱っておりません。

○木村教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○木村教育長 参考までに、道徳の授業の中では、自分の家族とか友達とか、子どもたちががんで亡くなる時のことを題材としたものがありました。あれも一つのがん教育、今、山田

委員がおっしゃったような、子どもたちに対する市の教育の中身になるという感じはいたします。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○高橋委員 15ページの小中一貫教育推進事業に対して質問です。

自己評価の中の2番目、「小中一貫教育発表会において、市立小・中学校教員に対して、これまでの研究成果と今後の方向性について周知を図ることができた」とありますが、これはこの後の、令和元年度からも小中一貫教育の推進は力を入れてやる予定なので、その中でも考えられていることだと思えるんですけども、この時点では、地域の方や保護者の方に対しては、特に意識して周知を図ることはしていないですか。

○宮本統括指導主事 現状では、市民の皆様には、小中一貫教育の開始については周知しておりません。現在は、小中一貫教育発表会を2月1日に教職員を対象に行い、これも教職員全体に対して説明するのは初めての場ございまして、本市の行う小中一貫教育がどのようなものであるかを説明する場として設定させていただきました。

今後につきましては、「西東京の教育」等を活用しながら、市民の皆様や保護者の皆様に向けて、本市の考える小中一貫教育に関して説明したいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。そのときに、発表会を保護者の方が見たりとか、そういったこともあったらいいなと思えるんですけども、そこまではまだ考えていないですか。

○宮本統括指導主事 まずは、市民の皆様には本市の考え方、すなわち小中一貫教育開始に至る経緯、目的、内容等について、まずは「西東京の教育」で周知させていただき、その後、必要に応じてどのような形で補足していくかということは検討したいと考えております。

○高橋委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○木村教育長 ほかの委員の方。

○米森教育長職務代理者 項目11番、23ページでちょっとお伺いしたいと思います。

情報化のICT機器とか、機器の更新とか新たなものがどんどん入るといのは、これから待たなしですし、デジタル教科書、それからプログラミングとか、待たなしでいろいろなものが入ってくるという状況は時代の流れだと思います。この中の自己評価で、後ろのほうに控え目な評価を、「以前に比して多く行われる」とか、それなりに当初目標は評価されていますけれども、いろいろ入ってくるに際して、学校の先生がそれを使うという意識的なものですね。なかなか使いたくないという抵抗感がある方もいらっしゃるでしょうし、これを使うための学校の先生の意識の改善とか改革とか、そういったところも大事になるかと思えるんですけども、働きかけはどうされるかを教えていただけますか。

○内田教育指導課長 ICT機器の活用状況については、教育委員会訪問のときに、A訪問、特にB訪問では重点的に、活用状況について校長に直接指導しております。米森委員がおっしゃったように、学校によってというよりは教員によって違いがありますが、とにかく今使える教員をどんどん伸ばして、使える教員がどんどん使うことを示すことで全体を引っ張り上げていくよう、学校に働きかけているところです。学校の中では、一人一人に一つの教室とか、一人一人の教員に全部平等に行き渡らないとスタートしないという、そうした学校風土というか、文化があるんですが、使える人からどんどん積極的に使わせていってというこ

とで、まだ中学校においては全教室にあるわけではないですが、現在、各中学校に9台以上の授業用のコンピューターとプロジェクターはございますので、どんどん使えるところから積極的に活用してもらうということで、働きかけを行っているところでございます。

○米森教育長職務代理者 是非進めていただきたいと思います。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第44号 令和元年度西東京市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度分）について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第9 議案第45号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○大谷学校運営課長 議案第45号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、の提案説明を申し上げます。

本議案につきましては、今月末をもって任期満了を迎えます西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱又は任命につきまして、上程するものでございます。委員任期は2年で、令和元年9月1日から令和3年8月31日まででございます。

恐れ入りますが、委員名簿を御覧ください。

審議会条例第3条第2項第5号委員につきましては、市民公募の児童・生徒の保護者の代表、第6号委員につきましては、学識経験者で、いずれも委嘱委員でございます。次に、第1号から第4号委員でございますが、学校長、副校長、給食主任、栄養士の代表とする任命委員でございます。

なお、本審議会委員の定数は16人でございます。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。

○山田委員 これは全員の方が改選されたんですか。それとも半数とかですか。

○大谷学校運営課長 まず、委嘱委員につきましては、学識経験者は継続でございます。そのほかの委員につきましては新規でございます。任命委員につきましては、給食主任の代表が1人と栄養士の代表が1人の2人が新規で、そのほかは継続でございます。

○山田委員 ありがとうございます。

○大谷学校運営課長 失礼しました。委嘱委員の学識経験者が2人いるんですけども、そのうちの1人が新規になります。

○山田委員 児童・生徒の保護者の代表は全員新規ですか。

○大谷学校運営課長 新規です。

○木村教育長 よろしいですか。

○山田委員 そうすると、委嘱委員では、1人だけが再任で、あとは全部入れ替わる。任命委員は、2人を除いて全員再任ということでよろしいですか。

○大谷学校運営課長 そういうことです。

○山田委員 わかりました。ありがとうございます。

○木村教育長 よろしいですか。

○山田委員 はい。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第45号 西東京市立学校給食運営審議会委員の委嘱及び任命について、を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

○木村教育長 日程第10 その他、を議題といたします。教育委員会全般についての質疑を受けいたします。何かございませんでしょうか。

○高橋委員 いろいろな子どもからのSOSを受け止める取組についてですが、最近の子どもたちはメールとかLINEで発信するのがとてもやりやすいということなんですね。東京都ではLINE相談を始めましたけれども、先日の青少年問題協議会で、市ではメールやLINEで相談を受け付けてはいないんですかという質問があったんです。LINEの相談はまだやっていないというのは、はっきりとお答えすることができたんですけれども、メールで受け付けているところはあるのでしょうか。

○木村教育長 ほかの教育委員会も含めてということですよ。

○高橋委員 そうですね。

○飯島特命担当部長 子育て支援部に子ども相談室を8月1日から設置しておりますけれども、そこではメールの受付をしています。

○木村教育長 これからするわけなんですね。

○高橋委員 例えば、子ども家庭支援センターのどことかも、パンフレットにメールのアドレスは一切載っていないので、意図的にそうしているのか、又は必要ないのか。

○飯島特命担当部長 子ども家庭支援センターのどこで行っていること、メール受付をしていない理由というのはちょっと存じ上げておりませんが、子ども相談室ではいろいろなチャンネルを設けて、子どもからの情報を得ようという取組を始めています。高橋委員がおっしゃいましたLINE、私、以前いたところでいろいろ研究をしていましたので、やはり費用の問題であるとか、LINEはレスポンスがすごく重要で、投げかけて答えが遅くなるといけませんので、そこに課題があると聞いています。

あと、柏市教育委員会の中で、大学と連携して相談するためのソフトを導入したと聞いておりまして、ただ、そこも、かなり大勢の受け入れ体制というか、対応する体制をとってということになりますので、かなり大がかりになるのかなど。東京都でもそうですけれども、東京都も3億円は予算として年間払っていると聞いていますので、市で行っていくことを考

えますと、かなり慎重に考えていかなければいけないのかなと思っています。

とりあえず、メールの相談は始めているとは聞いています。

○高橋委員 始めるんですね。メールアドレスも一般的に公開するとか。

○飯島特命担当部長 そうですね。子どもたちに配れるカードをつくって、学校でまだ配布していないと思いますけれども、これから積極的に広報していくと聞いていますけれども。

○高橋委員 ありがとうございます。

○山田委員 今のことに関連してよろしいですか。この間の総合教育会議の席上で、子ども相談室が何箇所かにしか設置されないので、LINE等を使った相談等についても検討していただけるようにという質問をして、かなり前向きな答えが返ってきたような記憶があったんですけれども、そこが変わってしまっているんですか。

○飯島特命担当部長 すみません、私の今の立場で何とも申し上げることはできませんけれども、いろいろなチャンネルを設ける必要があるという中で、そこも検討しなければいけないという答えだったと私は認識をしまして、なかなかLINEを直接入れてとなると、それなりの受け入れ体制を組んでいかなければいけないということを考えると難しいんじゃないかと思っています。

○山田委員 ただ、やっぱり子どもの命に関わることなので、できるだけチャンネルを増やす。そこに向けての努力は、予算上の問題もかなり難しいにしても、そのための総合教育会議での話なので、市長部局等とよくすり合わせて主張すべきことは主張していくほうがいいんじゃないでしょうか。自治体が潰れるぐらいの予算がかかるのでは話にはならないですけれども、実際、実現している市町村があるということであれば、それに向けた努力は、してみる必要はあるんじゃないかと思います。

○飯島特命担当部長 そうですね、もちろんそうだと思います。やはり総合教育会議の中で、教育委員さんの御意見として市長部局と情報交換していただくのが一番よろしいかなというふうに思います。

○木村教育長 山田委員、そういう扱い方でよろしいですか。

○山田委員 はい。

○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。――質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和元年西東京市教育委員会第8回定例会を閉会します。ありがとうございました。

午 後 2 時 51 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員